

令和3年第4回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和3年9月17日(金曜日)

開 会 9時00分 ～ 散 会 10時04分

議事日程

開会 令和3年9月17日(金) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 阿武町コミュニティワゴン運行条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 令和3年度阿武町一般会計補正予算(第4回)

日程第5 議案第5号 令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)

日程第6 議案第6号 令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)

日程第7 議案第7号 令和2年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 発議第1号 コロナ禍における厳しい財政状況に対処し、地方税
財源の充実を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)**議席番号**

1番	市	原	旭
2番	池	田	倫拓
3番	伊	藤	敬久
4番	松	田	穰
5番	清	水	教昭
6番	田	中	敏雄
7番 副議長	中	野	祥太郎
8番 議長	末	若	憲二

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 <small>(総務課長事務取扱)</small>	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進

欠席参与 2名 (新型コロナウイルス対策により出席参与を一部制限)

福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

事務局職員出席者

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼、おはようございます。ご着席ください。

議員の皆様には、令和3年第4回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦労様です。本日の出席議員は、8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、質疑、討論、採決及び発議1件の議案説明、質疑、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、伊藤敬久君、4番、松田 穰君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第3 議案第2号を一括上程

○議長 日程第2、議案第1号から日程第3、議案第2号までの2件を一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案2件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(市原 旭) それでは9月10日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案6件のうち議案第1号、議案第2号について、報告いたします。

議案第1号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例の審議に入りました。慎重に審議をいたしましたが、特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと

決しました。続いて議案第2号、阿武町コミュニティワゴン運行条例の一部を改正する条例の審議に入りました。冒頭、まちづくり推進課から10月1日から運行開始する「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」の概要について説明がありました。続いて質疑に入りました。その「ふくすけ便」の事務局について質疑がありました。それに対し、会員の中の1人が事務局を担い、電話による利用申込を受け、グループラインにより会員に発信の上、運転可能な返事をされた方の中から運転手を決定し手配をすることとしている、と答弁がありました。また、市町村有償運送の制度を利用し阿武町が実施主体となり福賀地区の有志「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」に委託する。これまでのコミュニティワゴンと大きく違う点は、ご自宅までお迎えが可能になるという事、必要に合わせた運行になるなど利用者にとっても町にとっても利点が多いと思うといった説明がありました。その他、運転手の手当等についても質疑がありましたが執行部より適切な答弁がありました。よって原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第1号、議案第2号の審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、議案第1号、議案第2号を一括して行います。一括して質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論は、議案第1号、議案第2号を一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めこれより採決に入ります。採決は1議案ごとに行います。まず、議案第1号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例、についてお諮

りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、阿武町コミュニティワゴン運行条例の一部を改正する条例、についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号から日程第6 議案第6号を一括上程

○議長 日程第4、議案第4号から日程第6、議案第6号までの3件を一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案3件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、行財政改革等特別委員会に付託された議案第4号から議案第6号までの3件の審議の内容と結果の報告を行います。

議案第4号、令和3年度阿武町一般会計補正予算(第4回)の審議に入りました。まず、歳出から款ごとに質疑を受けました。2款1項総務管理費8目企画振興費、17節備品購入費、グリーンパークあぶ備品で防犯カメラ購入ということだが購入理由について質疑がありました。それに対し、ゴミを芝生フィールドにばら撒くなどの悪意を持った事案が発生している。その対応で防犯カメラを2台増設したと答弁がありました。6款農林水産業費、2項林業費、1目

林業政策費、17節備品購入費で、イノシシ侵入防止柵でワイヤーメッシュ購入という説明であったが購入に当たっての経費は町費であったのかと質疑がありました。それに対し、単県の事業を活用し、町が購入し地元へ貸与する形となる。事業費負担は県が1/2、地元が1/4、町が1/4となるとの答弁がありました。7款1項商工費、3目道の駅産業振興費、17節備品購入費、道の駅一般備品で温水プール掃除ロボットの購入について質疑がありました。それに対し、温水プール掃除ロボットの老朽化に伴う更新であるとの答弁がありました。続いて、歳入の質疑に入りましたが質疑はありませんでした。他に特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第5号、令和3年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）、議案第6号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）は、いずれも慎重審議をいたしました。特に質疑もなく可決すべきものと決しました。

以上で、議案4号から議案第6号までの3件の審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は議案第4号から議案第6号まで一括して行います。一括して質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は議案第4号から議案第6号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 討論なしと認めこれより採決を行います。採決の方法は挙手により一議案ごとお諮りします。

まず、議案第4号、令和3年度阿武町一般会計補正予算（第4回）、につい

てお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和3年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和3年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号を上程

○議長 日程第7、議案第7号、令和2年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案第7号について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 それでは、議案第7号の審議の内容と結果の報告をいた

します。

議案第7号、令和2年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、の審議に入りました。

まず、一般会計、歳出から審議に入りました。款ごとにページを追って質疑を受けました。2款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、14節工事請負費、危険家屋解体工事について経緯、どのような建物かと質疑がありました。それに対し、宇田郷の国造沿いの建物で、以前、現地踏査にも行った建物であると答弁がありました。7目企画総務費、地域おこし協力隊、集落支援員について、若い方が地区内で活動されて地域にとっても元気と活力を貰っている。ただ多くの住民が特別交付税についてのご理解がないので、人件費の無駄だといった批判的な発言もある。制度に対する説明不足を感じるとの質疑がありました。それに対し、3地区それぞれにバランス良く配置し 基本的には3年間の期間後には定住することになっている。一部住民からの厳しい見方があるが各自ミッションを与えてあり、それをこなしている。ガチガチに業務で縛り付けるのではなく、3年間のソフトランディングの期間を利用した定住となれば良いと考えていると答弁がありました。12節委託料、ふるさと納税に係わる業務委託料について、寄附金が前年に比べ大幅増となっているが、その要因を分析されているか、今後の取組にどう活かされるかと質疑がありました。それに対し、阿武町は他の地域ほどの盛り上がりがあるといった状況ではないが、昨年は、ナベル製のソーラーパネルが3セット出て大幅増となった。1件100万円規模の納税額となる。今後は、キャンプフィールドの利用に関するモノを返礼品としていきたいと答弁がありました。18節負担金補助及び交付金、町営バス高校生修学支援補助金について、町内在住の高校生の保護者から申請を受け、通学時の町内バス料金の無料化、下宿の賃借料の補助をされているが、奈古地区の方も該当エリアにしてほしいといった意見もあると質疑がありました。そ

れに対し、他の市町の状況を調査し将来的な検討とするとの答弁がありました。12目まち・ひと・しごと創生特別事業費、まちの縁側事業について、KPI（重要業績評価指標）の道の駅における地域内生産物の売り上げ目標に対し質疑がありました。それに対し執行部から丁寧な説明がありました。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金、福祉タクシー助成費について、利用券交付対象の年齢が80歳となっているが、後期高齢者75歳に変更すればさらに利用が見込まれると質疑がありました。それに対し、一つの区切りとしてその案もあり得る。今後検討してみたいと答弁がありました。2目老人福祉費、食の自立支援に関して、利用料が560円となっているが利用者が払う金額なのかと質疑がありました。それに対し、利用者が払う金額であると答弁がありました。さらに金額の見直しについて質疑があり、先ほどからある検討事項に加えてほしいとの要望がありました。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節扶助費、2,500万円の詳細について質疑がありました。それに対し、これは児童手当で、延べ人数になるが被用者は318人、非被用者については74人、特例給付は1名である。金額は、特例給付者5千円、その他3歳未満は一律で1万5千円、3歳以上小学校終了までの第1子、第2子は1万円、第3子からは1万5千円、中学生は一律1万円となっていると答弁がありました。4款衛生費、1項保健衛生費、5目保健事業費、予防接種事業の中のインフルエンザ予防接種で、65歳から74歳までは半額補助、75歳以上は無料とされている。近隣の市では無料とされているとの質疑がありました。それに対し、何でもかんでも公費負担というわけにはいかないが、近隣の市町との格差は是正したいという気持ちはあり、今後検討していくことになるとの答弁がありました。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業政策費、18節負担金補助及び交付金、新規就農者定着推進事業補助金について、対象者への給付額が各個人ごとに差異があるとの質疑がありました。それに対し、定着支援給付金は、

5ヶ年の事業であり、当初2ヶ年は各120万円、3年目は90万円、4年目は60万円、5年目は30万円と年を追うごとに減額する仕組みになっている。また、当初の2年間で農の雇用事業を法人で活用する場合もあり、支給額が個々に違いがある。3年間は研修期間といった意味合いもあり、減額しない方向の検討も整理していきたいとの答弁がありました。3項水産業費、1目水産業政策費、漁業経営構造改善事業について、宇田郷鮮魚加工施設新築工事の成果について質疑がありました。それに対し、最大の魅力は、道の駅をはじめ出荷されている魚介類が衛生的な管理が可能な場所でパック詰めが可能になった。また、併設の港食堂「ふなどまり」が土日営業を開始し地元の方々をはじめ口コミで広がったお客さんが利用されており、好評であるとの答弁がありました。2目林野管理費、12節委託料、町有林保育事業委託料について、実施対象の場所、実績の質疑がありました。それに対し、場所は福賀地区西台である。一定程度木が生長すると生育が止まるために、保育搬出間伐を行い生育を促すとともに、搬出した材については材木市場に出荷している。補助事業と出荷対価などを合算し搬出手数料などを精算すると僅かながら利益が残る計算となるが、国の補助事業がなければ間伐も赤字になるという事であるとの答弁がありました。7款1項商工費、2目観光費、18節負担金補助及び交付金、萩ジオパーク推進協議会負担金、昨年は無かったと思うがどのようなものができたのかと質疑がありました。それに対し、萩市のジオパーク推進課が事務局となって山口市阿東、阿武町と協議会を結成し、ジオ巡りなど活動をしている。コロナ禍であり中々人を集めての動きは取れないが、リモートでの活動を行っている。今後、阿武町版DMOの設立、キャンプフィールド稼働となった場合、一緒になって推進していきたいとの答弁がありました。10款教育費、4項社会教育費、3目町民センター費、21節補償補てん及び賠償金、八代亜紀コンサートについて、再延期を続けているが払い戻しの状況と今後の展開について質疑がありました。そ

れに対し、全450枚の販売で、払い戻しは現在96枚といったところである。逆に言えばチケットを所持されて開催を心待ちされている方が350人程度おられるという事になる。何とか11月後半に開催できないか検討をしている。状況をギリギリまで見極めての判断になるとの答弁がありました。

続いて歳入に移りました。1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、収入未済額の増加について、コロナの影響を受けて納税猶予になったとのことであったが、その内容、詳細について質疑がありました。それに対し、新型コロナの影響を受けて収入減となった法人で、固定資産税の支払を1年間猶予するといった制度ができたのでそれを活用した。本年は、前年度分を合わせた支払いをしていただくことになるとの答弁がありました。

以上で、一般会計の審議を終え、続いて特別会計の審議に入りました。特別会計は、歳入歳出一括で質疑を受けました。最初に、国民健康保険事業（事業勘定）、続いて国民健康保険事業（直診勘定）、後期高齢者医療事業の審議を行いました。特に質疑もなく審議を終え、介護保険事業特別会計の審議に入りました。歳入の1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、3節滞納繰越分、普通徴収保険料で、不能欠損額についてその要因と今後の対応について質疑がありました。それに対し、不良債権となってしまったものについては、県の指導もあり過去3年分の処理をした。人数的には10名であるとの答弁がありました。他には特に質疑もなく審議を終え、次に簡易水道事業、続いて農業集落排水事業、漁業集落排水事業と審議を行いました。質疑はありませんでした。他に特に質疑もなく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第7号の審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対

する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めこれより採決を行います。採決の方法は挙手により行います。お諮りします。議案第7号、令和2年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は原案認定です。委員長報告のとおり認定することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって議案第7号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第8 発議第1号を上程

○議長 日程第8、発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。2番、池田倫拓君。

○2番 池田倫拓 それでは、発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について説明します。議案書13ページをお願いします。これは、昨年に引き続き全国町村議会議長会から協力依頼があったもので、コロナ禍にあつて、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない状況に直面しており、地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策や社会保障等への対応に迫られている中、地方税財源の充実が不可欠であり、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記のとおり、地方一般財源総額の確保をはじめとする全5項目について確実に実現されるよう要望するもの

であります。議員各位におかれましては、主旨をご理解の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。

○議長 以上で趣旨説明を終わります。続いて質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は挙手により行います。お諮りします。発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。なお、ここでお諮りします。ただ今可決されました発議第1号の意見書の取扱いとその事務の整理等につきましては、議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、意見書の取扱いとその事務の整理等は、議長に一任することに決定しました。

ここで、全員協議会のため暫時休憩をします。資料をもって委員会室へ移動をお願いします。

休 憩 9時37分

この間、全員協議会

再 開 9時52分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 令和3年第4回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

本9月定例会は、いわゆる決算議会ではありますが、議員各位におかれましては、慎重かつ活発なご審議をいただき、ご提案申しあげました各議案につきましていずれも原案どおりご可決、ご承認、或いはご同意をいただき、まことにありがとうございました。また、長山代表監査委員さん及び田中監査委員さんにおかれましては、決算審査にあたり多くの時間を割いていただくとともに真摯なお取り組みをいただき、立派な令和2年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書を作成していただき、まことにありがとうございました。また、今期定例会には初日から今日までご臨席を賜り、まことにありがとうございます。この場を借りて改めましてお礼を申し上げます。

さて、令和2年度決算は、私の就任4年目、1期目の最終年度の決算であります。国政においては、今月29日には実質的に総理を決定する選挙となる自民党の総裁選挙、また、来月24日には参議院議員山口選挙区の補欠選挙、さらに、日程は未定ではありますが衆議院議員選挙も間近に迫り、国民の注目を集めているところでありますが、私としては、国政は国政としてその動向は注視しながらも、町は町として将来を展望した中で、今ある課題の解決に向け最善を尽くすとともに、真に町民のためになる各種施策をぶれることなく着実に実行していくことが大切であるというふうに思っております。いつも申し上げておりますが、私の政治姿勢は“打てば響く！町民の一人ひとりに寄り添う町づくり”であります。今期議会定例会においては、町民の代表である議員各位から、様々なご意見、或いは建設的なご提案等も多くいただきました。私といたしまして

は、いただきましたご意見、ご提案等を真摯に受け止め、しっかりと内容を吟味し職員と一緒にスピード感をもって対処する所存でありますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。さて、現行議員の任期は11月19日までとなっており、阿武町議会議員一般選挙が来月19日に告示、そして24日には参議院議員山口選挙区補欠選挙と合わせて投開票が行われる予定となっており、実質的に皆様方の任期中の議会は本日が最後になるところであります。この4年間各位には大変お世話になりました。心から感謝を申し上げます。皆様方の中には、今期を最後に退任される方、そして再選を目指される方がいらっしゃるわけですが、退任の予定とお聞きしている方もまだまだ元気な方ばかりでありますので、今度は一般町民の立場でしっかりと行政を支えていただきたいと思います。そして、再選を目指される方におかれましては、ぜひ再選を果たされまして、また一緒になって町政を進めてまいりましょう。

縷々申し上げましたが、何はともあれこの4年間大変お世話になったことに対し重ねてお礼を申し上げますとともに、議員各位のご健勝、ご多幸を祈念し私の閉会にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。9月9日から本日までの9日間開会されました令和3年阿武町議会第4回定例会も、議員各位の積極的な審議により、本日をもって閉会の運びとなりました。お礼を申し上げます。また、今定例会は決算議会ということで、長山代表監査委員さんには会期を通じてのご出席ありがとうございました。また、長山、田中両監査委員におかれましては、本町の財政に係る事務の執行につきまして、例月出納検査、定期監査に加え令和2年度の決算審査等を的確に実施していただきまことにありがとうございました。

阿武町議会といたしましては、今後も予算執行に対しましてしっかり目配りをして「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町・阿武町」の創出、さらには地方創生が進められる中「選ばれるまち」づくりと一緒にあって取り組んでまいります。一方、国政では自民党総裁選挙が本日告示され、岸田、高市、河野、野田氏の4人の衆議院議員で行われるようです。9月29日に投開票が行われ新総裁が選出されます。衆議院議員の任期が10月21日と迫る中、総裁選挙後の臨時国会が10月4日に開会されるそうですが、その後の衆議院議員選挙の日程が気になるところです。先ほど町長も申しましたが、我々議員の任期が11月19日までであり臨時議会がなければ、この定例会が最後の議会となります。次期議員選挙には、ご勇退をされる議員もいらっしゃるようなので、この8人の議会はこれが最後となりますが、これまで議会に対するご指導ご鞭撻に対し感謝申し上げます。ありがとうございました。また、今後も引き続き議会に対しましてご指導ご鞭撻をいただきますとともに、阿武町・地域のためにご尽力いただきますようご活躍を願うものであります。また、立候補される方には、この議場において阿武町の町づくりをしっかりと議論していただくことをお願いいたします。

最後に、本日台風14号が最接近しますが、大きな被害が出ないことを祈り閉会のご挨拶といたします。

○議長 以上で、9月9日から本日までの9日間の全日程を終了しました。

これにて、令和3年第4回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼。お疲れさまでした。

閉 会 10時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 伊 藤 敬 久

阿武町議会議員 松 田 穰